

保政第1号

平成26年4月2日

福岡市保健福祉審議会

委員長 石田重森 様

福岡市長 高島宗一郎



福岡市保健福祉総合計画の改定等について（諮問）

福岡市における保健・医療・福祉施策につきましては、平成23年12月に改定した「福岡市保健福祉総合計画」等に基づき、総合的かつ計画的に推進しています。

しかしながら、昨年、人口150万人を突破した福岡市におきましても少子高齢化はさらに進行しており、就業人口の割合は減少するとともに、団塊の世代が75歳を迎える平成37年には、約四人に一人が高齢者となることが見込まれています。

今後、高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる、健康福祉のまちづくりを実現するためには、こうした社会情勢の変化に的確に対応していくことが、より一層重要となってまいります。

そこで、現在の「保健福祉総合計画」、「福岡市高齢者保健福祉計画」、「福岡市障がい保健福祉計画」を再構築し、より市民生活に即した施策を検討することといたしました。各分野別の実施計画と総合計画を一体的に策定することにより、保健・医療・福祉に関する保健福祉施策を、これまで以上に充実したものとなるよう総合的に検討し、併せて、今後、本市が目指すべき施策の基本的な方向性を明らかにし、市民と共に健康福祉のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

つきましては、

- 1 「福岡市保健福祉総合計画」（平成28年度～平成32年度）の改定について
- 2 「第6期福岡市介護保険事業計画」（平成27年度～平成29年度）の策定について
- 3 「第4期福岡市障がい福祉計画」（平成27年度～平成29年度）の策定について

以上、総合計画の改定及び二つの実施計画の策定について貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

○福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市保健福祉審議会条例第7条第1項第2号の規定に基づいて設置される、福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）及び同条例施行規則第3条第1項の規定に基づいて設置される部会の運営に関し必要な事項について定める。

(部会)

第2条 専門分科会に、介護保険事業計画部会（以下「部会」という。）を設置する。

- 2 部会は、10名以内で組織する。
- 3 部会は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画を策定するために必要な事項その他介護保険事業の円滑な推進に関する事項を調査審議するものとする。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会は、部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で可決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。
- 7 部会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 部会の会長は、部会における調査審議の結果を専門分科会長（以下「分科会長」という。）に報告するものとする。

(会議の公開)

第3条 専門分科会及び部会の会議は、これを公開する。

- 2 福岡市情報公開条例第7条各号及び第38条ただし書に基づいて、会議の一部又は全部を非公開とする決定は、専門分科会にあっては分科会長が、また、部会にあっては部会長が行う。

(庶務)

第4条 専門分科会の庶務は、保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課において処理する。

- 2 部会の庶務は、保健福祉局高齢社会部介護福祉課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日より施行する。
- 2 部会設置後、最初の部会は、第2条第3項の規定にかかわらず高齢者保健福祉専門分科会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成23年3月17日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月29日より施行する。ただし、第4条第1項の規定は平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 2 日より施行する。
- 2 部会設置後、最初の部会は、第 2 条第 4 項の規定にかかわらず高齢者保健福祉専門分科会長が招集する。